

議第4号

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月21日提出

鶴岡市教育委員会教育長 布川 敦

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表冬季の項中

「

鶴岡市立東栄小学校	鷺畑、東堀越、上蛸井、関根、楪
-----------	-----------------

を

」

「

鶴岡市立藤島小学校	古郡、下中野目、野田目、越後京田、藤岡
鶴岡市立東栄小学校	鷺畑、東堀越、上蛸井、関根、楪

に改める。

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議第 5 号

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 布 川 敦

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則

鶴岡市立小学校・中学校管理規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「事務総括」の次に「、事務専門員」を加える。

第 1 5 条第 1 項中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 2 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 事務専門員は、事務について校長を助け、庶務及び会計事務を処理し、特に困難な事務をつかさどる。

第 2 3 条の次に次の 1 条を加える。

（在校等時間）

第 2 3 条の 2 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第 7 条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 箇月について 4 5 時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議第6号

第2期鶴岡市スポーツ推進計画の策定について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づき、第2期鶴岡市スポーツ推進計画を別紙のとおり策定する。

令和6年3月21日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

議第7号

令和6年度市職員人事異動について

令和6年度教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり任免するものとする。

令和6年3月21日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦